

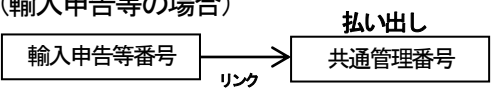
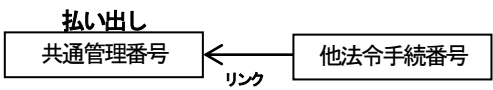
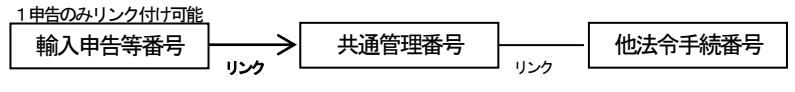
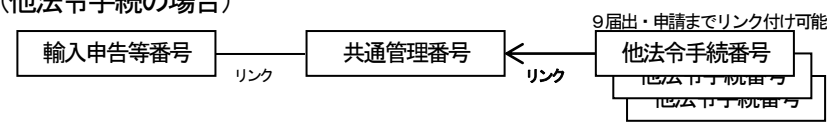
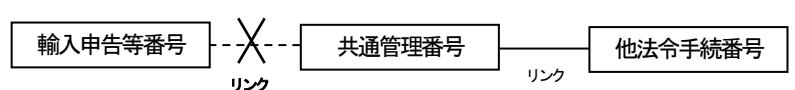
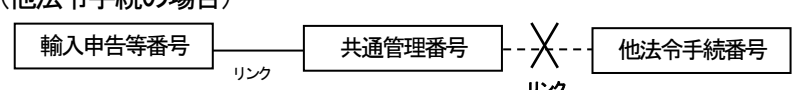
1. 共通管理番号管理処理

(1) 処理概要

輸入申告等または他法令手続において、共通管理番号関連処理が行われた場合は、共通管理番号の取得、登録、取消または手続状況登録処理を行う。

(2) 処理内容

共通管理番号管理処理内容は、以下のとおり。

項番	処理	処理内容
1	共通管理番号取得	共通管理番号の払い出しを行い、当該輸入申告等または他法令手続に係る共通項目^{*1}及び事項登録が行われた旨を共通管理番号DBに登録する。 (輸入申告等の場合)  (他法令手続の場合) 
2	共通管理番号登録	入力された共通管理番号に係る輸入申告等及び他法令手続について、共通管理番号のリンク付けを行う。 (輸入申告等の場合) 1申告のみリンク付け可能  (他法令手続の場合) 9届出・申請までリンク付け可能 
3	共通管理番号取消	共通管理番号でリンク付けされている輸入申告等または他法令手続について、共通管理番号リンクの取消しを行う。 (輸入申告等の場合)  (他法令手続の場合) 
4	手続き状況登録	輸入申告等または他法令手続の手続き状況等について、共通管理番号DBに登録または更新する。

(^{*}1) 共通項目については、後述の特記事項を参照。

共通管理番号変更処理について、輸入申告等および他法令手続に共通管理番号がリンクしている状態で、既に払い出し済みの他の共通管理番号を入力した場合、リンクの付け替えを行う。

なお、輸入者コード（輸入者名）及びB／L番号／AWB番号にリンクしている共通管理番号が補完されるため、輸入者コード（輸入者名）及びB／L番号／AWB番号が同一の共通管理番号が複数払い出されることは無いが、輸入申告等情報または他法令手続情報が1申告・届出・申請のみの場合、輸入者コード（輸入者名）及びB／L番号／AWB番号の変更が可能であるため、リンクの付け替えを可能とする。

項番	処理	処理内容
1	共通管理番号変更	共通管理番号でリンク付けされている輸入申告等または他法令手続について、入力された共通管理番号にリンクの付け替えを行う。 (輸入申告等の場合) <pre> graph LR A[輸入申告等番号] -.- X --- B[共通管理番号①] B --- C[他法令手続番号] A -- リンク付け替え --> D[共通管理番号②] D --- E[他法令手続番号] </pre> (他法令手続の場合) <pre> graph LR A[輸入申告等番号] --- B[共通管理番号①] B -.- X --- C[他法令手続番号] A -- リンク --- D[共通管理番号②] D -- リンク付け替え --> E[他法令手続番号] </pre>

(3) 処理振分け条件

共通管理番号の取得、登録、取消または変更の処理の振分け条件は、以下のとおり。

項番	処理	リンク状態		業務実施	
		輸入申告DBまたは 他法令手続DB登録内容		事項登録等入力内容	
		リンク要否 ^{*2}	共通管理番号	リンク要否 ^{*2}	共通管理番号
1	共通管理番号取得	スペース	スペース	Y	スペース ^{*5}
2	共通管理番号登録	スペース または Y	スペース または 共通管理番号	Y	共通管理番号 または スペース ^{*5}
3	共通管理番号取消	Y	共通管理番号	N	共通管理番号
4	共通管理番号変更	Y	共通管理番号	Y	他の 共通管理番号

(^{*2}) 輸入申告事項登録等及び他法令手続事項登録等におけるリンク要否の判定項目は、以下のとおり。

① 輸入申告事項登録等の場合は、食品衛生証明識別欄、植物防疫証明識別欄または動物検疫証明識別欄。なお、1届出・申請のみの場合は「Y」、2～99届出・申請の場合は「2～99」を入力する。

② 他法令手続事項登録等の場合は、輸入申告等リンク要否欄。

(^{*5}) 入力された輸入者コード及びB/L番号/AWB番号と同一の輸入者コード及びB/L番号/AWB番号にリンクしている共通管理番号を共通管理番号DBから補完し、「共通管理番号登録」処理を行う。

また、無符号輸入者の場合は、輸入者コードがスペースで、輸入者名及びB/L番号/AWB番号と同一の輸入者コード及びB/L番号/AWB番号にリンクしている共通管理番号を共通管理番号DBから補完する。

(4) 共通管理番号DBチェック

(A) 輸入申告等の場合は、以下のチェックを行う。

○：チェックを行う、－：対象外

項 番	処理 チェック	取得	登録	取消	変更	状況登録
1	共通管理番号存在チェック 入力された共通管理番号が共通管理番号DBに存在すること。	－	○	○	○	○
2						
	①入力された共通管理番号が、他の輸入申告等番号とリンクしていないこと。	－	○	○	○	－
	②共通管理番号と輸入申告等番号がリンクしていること。	－	－	○	○	○
3	変更不可項目チェック* ³ 入力された輸入者コード及びB/L番号/AWB番号が、共通管理番号DBに登録されている輸入者コード及びB/L番号/AWB番号と同一であること。 また、無符号輸入者の場合は、入力された輸入者名及びB/L番号/AWB番号が、共通管理番号DBに登録されている輸入者名及びB/L番号/AWB番号と同一であること。	－	○	－	○	－
4						
	①輸入シングルウィンドウ業務の場合は、入力された共通管理番号に、複数の食品等輸入届出、輸入植物検査申請または畜産物輸入検査申請が登録されていないこと。	－	○	－	○	○
	②輸入動物検査申請または輸入犬等検査申請がリンクしていないこと。	－	○	－	○	○
5						
	①当該輸入申告等に係る食品衛生証明識別に入力された他法令手続証明識別コードが、他法令手続で実施された食品等輸入届出数以上であること。	－	○	－	○	－
	②当該輸入申告等に係る植物防疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードが、他法令手続で実施された輸入植物検査申請数以上であること。	－	○	－	○	－
	③当該輸入申告等に係る動物検疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードが、他法令手続で実施された畜産物輸入検査申請（輸入動物検査申請を含む。）数以上であること。	－	○	－	○	－
6	法令コードチェック 入力された共通管理番号に畜産物輸入検査に係る申請が登録されている場合は、他法令コードに「AN」が入力されていること。	－	○	－	○	－

(* 3) 共通管理番号DBに輸入申告等情報のみ登録または更新する場合は、チェックを行わない。

(B) 他法令手続の場合は、以下のチェックを行う。

○：チェックを行う、－：対象外

項 番	チェック	処理				
		取得	登録	取消	変更	状況登録
1	共通管理番号存在チェック 入力された共通管理番号が共通管理番号DBに存在すること。	－	○	○	○	○
2	他法令手続リンクチェック 共通管理番号と他法令手続番号がリンクしていること。	－	－	○	○	－
3	変更不可項目チェック ^{*4} 入力された輸入者コード及びB/L番号/AWB番号が、共通管理番号DBに登録されている輸入者コード及びB/L番号/AWB番号と同一であること。 また、無符号輸入者の場合は、入力された輸入者名及びB/L番号/AWB番号が、共通管理番号DBに登録されている輸入者名及びB/L番号/AWB番号と同一であること。	－	○	－	○	－
4	①入力された共通管理番号に係る輸入申告等で登録された他法令手続証明識別コード以下であること。	－	○	－	○	－
	②食品等輸入届出数の合計が99以下であること	－	○	－	○	－
	③輸入植物検査申請数の合計が99以下であること	－	○	－	○	－
	④畜産物輸入検査申請（輸入動物検査申請を含む。）数の合計が99以下であること	－	○	－	○	－
5	法令コードチェック 畜産物輸入検査申請の場合で、入力された共通管理番号に輸入申告等情報が登録されている場合は、他法令コードに「AN」を入力した旨が登録されていること。	－	○	－	○	－

(＊4) 共通管理番号DBに他法令手続情報が1届出・申請のみ登録または更新する場合は、チェックを行わない。

2. 輸入申告等情報への登録処理

(1) 処理概要

未申告・未申請の輸入申告等に係る共通管理番号について、他法令手続事項登録または変更事項登録が行われた場合に、輸入申告DBに当該輸入申告等に係る他法令手続情報を登録する。

(2) 処理内容

他法令手続事項登録または変更事項登録した場合で、当該共通管理番号に登録されている輸入申告等について、以下のいずれかに該当する場合は、他法令手続情報を輸入申告DBに登録する。

- ①輸入申告等（B P承認申請を含む。）がされていない
- ②輸入申告等変更事項登録後、申告変更前

3. 「保留解除等（自動起動）（1 C W O 1）」業務登録処理

(1) 処理概要

他法令手続の承認等未済により、許可・承認されていない輸入申告等について、他法令手続が承認等された場合に、当該輸入申告等に1 C W O 1業務の登録を行う。

なお、1 C W O 1業務の処理概要及び出力情報については、オンライン業務仕様書の「保留解除（COW）」業務を参照。

(2) 処理内容

他法令手続が合格・承認、一部承認または不承認された場合で、当該共通管理番号に登録されている輸入申告等について、許可・承認されていない場合に、1 C W O 1業務を自動起動する旨を登録する。

4. 特記事項

(1) 共通項目について

共通項目と輸入申告等業務または他法令手続業務の入力項目の対応は、以下のとおり。

項番	共通項目 (IDA業務等)	IFA業務等	ILA業務等	IOA業務等	IQA業務等	IPA業務等
1	B/L番号/AWB B番号	B/L番号	B/L番号	AWB/B/L番号	AWB/B/L番号	B/L番号
2	通関予定蔵置場コード	保管場所コード	保管場所コード	—	—	—
3	積載船(機)名	積載船(機)名	搭載船(機)名	搭載船(機)名	搭載船名/便名	積載船(機)名
4	入港年月日	到着年月日	到着年月日	到着年月日	到着年月日	入港年月日
5	船(取)卸港コード	積卸港コード	取卸港コード	到着港コード	到着空港(港)コード	—
6	輸入者コード	輸入者符号	荷受人コード	荷受人コード	荷受人コード	荷受人コード
7	輸入者名	輸入者名	荷受人氏名	荷受人氏名	荷受人氏名	荷受人氏名
8	住所1(都道府県)	輸入者住所_都道府県名	荷受人住所(都道府県)	荷受人住所(都道府県)	—	荷受人 住所1 (都道府県)
9	住所2(市区町村 (行政区名))	輸入者住所_市区町村(行政区名)	荷受人住所(市区町村(行政区名))	荷受人住所(市区町村(行政区名))	—	荷受人 住所2 (市区町村(行政区名))
10	住所3(町域名・番地)	輸入者住所_町域名・番地	荷受人住所(町域名・番地)	荷受人住所(町域名・番地)	—	荷受人 住所3 (町域名・番地)
11	住所4(ビル名ほか)	輸入者住所_ビル名ほか	荷受人住所(ビル名ほか)	荷受人住所(ビル名ほか)	—	荷受人 住所4 (ビル名ほか)
12	輸入者電話番号	輸入者電話番号	—	—	—	—
13	仕出人名	—	荷送人氏名	荷送人氏名	荷送人氏名	荷送人氏名
14	住所1(Street and number/P. O. BOX)	—	荷送人住所 (Street and number/P. O. BOX)	荷送人住所 (Street and number/P. O. BOX)	—	荷送人 住所1 (Street and number/P. O. BOX)
15	住所2(Street and number/P. O. BOX)	—	荷送人住所 (Street and number/P. O. BOX)	荷送人住所 (Street and number/P. O. BOX)	—	荷送人 住所2 (Street and number/P. O. BOX)
16	住所3(City name)	—	荷送人住所(City name)	荷送人住所(City name)	—	荷送人 住所3 (City name)
17	住所4(Country sub-entity, name)	—	荷送人住所 (Country sub-entity, name)	荷送人住所 (Country sub-entity, name)	—	荷送人 住所4 (Country sub-entity, name)
18	記号番号(繰返1)	貨物の記号(繰返1)	商標(繰返1)	—	—	—
19	記号番号(繰返2)	貨物の記号(繰返2)	商標(繰返2)	—	—	—
20	記号番号(繰返3)	貨物の記号(繰返3)	商標(繰返3)	—	—	—
21	記号番号(繰返4)	貨物の記号(繰返4)	商標(繰返4)	—	—	—

(2) 共通管理番号DBの保存期間について

輸入申告等および他法令手続の保存期間に合わせて、各業務別にリンクを削除する。すべてのリンク情報が削除された時点で共通管理番号自体を削除する。

輸入申告等および他法令手続の保存期間は、以下の通り。

	輸入申告等	輸入食品監視支援業務	動物検疫関連業務	植物検疫関連業務	共通管理番号
事項登録	10日 ^{*6}	7日	6日 ^{*6}	14日	全業務のリンク情報が削除された時点
許可、承認、合格	6日 ^{*6}	10日→ <u>30日</u> ^{*7}	7日 ^{*6} → <u>30日</u> ^{*7}	14日→ <u>30日</u> ^{*7}	
上記以外（申告・申請中）	365日	365日	365日	365日	

(^{*}6) 日曜・祝日を保存期間に含めない。

(^{*}7) 以下のいずれかの場合、保存期間を超過しても削除しない。

①輸入申告等とリンクしている場合、削除しない

②輸入申告等とリンクしていない場合で、複数の他法令手続が承認、合格されている場合は、すべての承認、合格済みの法令手続が削除日を超過するまで、削除しない